

公告第1号  
令和4年3月1日

## 公 告

東京ドーム健康保険組合  
理事長 谷口 好幸

### 任意継続被保険者の標準報酬月額決定の件

令和4年度の任意継続被保険者の保険料算定基礎となる標準報酬月額を次の通り公告します。

#### 記

1. 令和3年9月30日現在の平均標準報酬月額345,967円となりましたので、健康保険法第47条により、標準報酬月額（上限額）を340,000円と致します。
2. 上記の標準報酬月額は、令和4年4月1日から令和5年3月31日の適用となります。

以 上